

死亡退職金の請求時に「民生委員の証明」が不要になりました。

総務省九州管区行政評価局（局長：山根悟）は、次の行政相談を受け、平成 23 年 11 月 9 日、行政苦情救済推進会議（座長：西南学院大学大学院法務研究科教授 石森久広）に諮り、その意見を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構に改善の申入れを行っていたところ、同年 12 月 22 日に厚生労働省労働基準局長から同機構理事長あて、生計維持関係を証明する書類を見直す通達が発出され、全国的に改善が図られました。

【行政相談の要旨】

兄が亡くなり、母親が中小企業退職金共済制度の死亡退職金（注）を請求しようとしたところ、生計維持に関する民生委員の証明が入手できず、請求手続きができない。

兄が勤務していた会社は、扶養に関する書類を提出できると言っているのですが、生計維持の状況が確認できる書類の範囲を拡大してほしい。

（注） **中小企業退職金共済制度**とは、事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済本部と退職金共済契約を結んで、毎月の掛金を納付し、従業員が退職したときはその従業員に（従業員が死亡退職したときは遺族に）中小企業退職金共済本部が退職金を直接支払う制度です。

改善前の制度

母親が死亡退職金を請求するには、亡くなった兄が母親の生計を維持していたことを証する書類として「民生委員の証明」が必要という決まり（注）があり、それ以外の書類があっても請求手続きができない。

（注）昭和 39 年の労働省通達

民生委員団体の取扱い

一方、全国民生委員児童委員連合会作成の「「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン」では、民生委員は①状況確認ができないもの、②代替手段があるもの、③訴訟の中で法的証拠として取り扱われるものについては証明事務を行わないこととしている。

行政苦情救済推進会議の意見

- 民生委員が生計維持の証明を出すのは実質的に不可能である。時代遅れも甚だしく、早急に改善すべき。
- 民生委員の証明に代わる書類を追加するよう求めているかどうか。
- 証明を求められる民生委員にも過大な負荷をかけている。

改善後の状況

母親が死亡退職金を請求する際に必要となる生計を維持していたことを証する書類が見直されました。

（例）

同居の場合は

「住民票（謄本）の写し」、

別居の場合は

それぞれの「住民票（謄本）の写し」、別居の理由書及び「健康保険被保険者証の写し」、「源泉徴収票等の写し」、「送金の事実が分かる現金封筒、預金通帳等の写し」などの書類

また、「民生委員の証明」は不要になりました。

【行政苦情救済推進会議とは】

救済が困難な相談事案や行政運営の改善を要する相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることを目的に設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。

（行政苦情救済推進会議構成員）

石森 久広 （西南学院大学大学院法務研究科教授（座長））

久留 百合子（消費生活アドバイザー）

岸本 正廣 （福岡行政相談委員協議会会長）

辻井 治 （弁護士）

森本 廣 （九州経済調査協会理事長）

中川 茂 （西日本新聞社論説委員長）

担 当： 首席行政相談官 古賀 立樹

電 話： 092-431-7081（代表）